

12月定例会

提出議案の主な内容

平成16年12月定例会は、12月2日に開会され、市長から議案19件、議員から発議案4件、また9月定例会で継続審査となっていた、各会計決算7件が審議されました。

基本構想

◆八街市基本構想

基本構想は、時代の潮流の動向や八街市の現状を踏まえ、新しい時代にふさわしいまちづくりの基本理念を示し、めざす将来都市像を「ひと・まち・みどり」が輝くヒューマンフィールド「やちまた」と定め、市民と行政の協働のもと、この実現に向けての基本的施策を明らかにするもので、新たな基本構想をもとに、基本計画ではまちづくりの方向に合った目標の明確化、施策の絞り込み等を行い、さらに実施計画において、より具体的な施策の展開を図ろうとするものです。

条例

◆八街市条例の用語等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定

平成17年度に市の例規集をホームページで公開するため、条例中の用語の使用や表現などの見直しを行った結果、25の条例について一部を改正する必要があるため、関係条例を一括して改正するものです。

◆八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定

平成15、16年引き続き、17年も特別職（市長、助役、収入役、教育長）の給料の減額を（月額2万6千円、2万円）行うため、条例の一部を改正するものです。

◆八街市税条例の一部を改正する条例の制定

◎主な改正点

- ・納税証明書等に係る手数料を適正な額に改定。
- ・市税の納期前納付に係る報奨金の交付を廃止。（平成12年度から計画的に減額し、16年度も特別限度額の改正を行ってきたが、市県

民税の特別徴収者との不均衡や市の財政状況等を考慮し、17年度から廃止）

- ・地方税法の規定により、家屋の所有者以外の者が、事業用として取り付けた附帯設備は、その取り付けた者を所有者とみなし、当該附帯設備を償却資産とみなして固定資産税を課税するという規定を新設。（平成17年度以降の年度分の固定資産税より適用）

◆八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定

各種証明事務等に係る手数料の額を適正な額に改定するものです。（平成17年4月1日から施行）

◆八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定

融資の可否を審議する場合に開催する八街市中小企業資金融資運営委員会会議の出席者の数について改正するものです。

用地の取得

◆東吉田調整池用地の取得

調整池用地として借地している八街市東吉田字長作

予算

◆平成16年度八街市一般会計補正予算

既定の予算から1億2千223万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ187億5千5万円とするものです。

◎歳出の主なもの

- ・富山地区冠水対策 緊急整備事業費 6千500万円増
- ・人件費（人事異動等に伴うもの） 1億1千886万9千円減
- ・八街バイパス流末排水調整池整備事業費 7千777万5千円減



▲台風23号により冠水した畑

◆平成15年度各会計決算

	予算現額	収入決算	支出決算
一般会計	193億2千520万2千円	193億9千162万4千385円	183億1千395万7千815円
国民健康保険特別会計	61億335万1千円	63億4千703万3千185円	60億4千753万1千106円
老人保健特別会計	36億9千772万2千円	36億9千297万6千161円	36億3千246万5千799円
介護保険特別会計	18億5千280万円	18億7千170万7千77円	18億4千514万4千18円
学校給食センター事業特別会計	7億4千382万1千円	7億4千255万8千642円	7億2千934万5千74円
下水道事業特別会計	16億3千677万7千円	14億7千964万3千585円	12億8千929万8千678円
水道事業会計	収益的収入	10億3千783万2千円	10億1千584万5千133円
	収益的支出	11億27万4千円	-
	資本的収入	1億3千421万7千円	1億3千408万4千670円
	資本的支出	3億571万2千円	-
			2億9千20万1千399円

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5千611万6千729円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする。）

（追加議案）既定の予算に2万6千円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ187億5千7万6千円とするもので、10月の台風の災害による被害農家の農業再建を支援するため県単災害融資資金にかかる利子補給に対し、06%上乘せして補助するものです。